

令和 9 年度 税制改正要望事項

【令和 9 年度税制アンケートに基づいた意見・要望】

一般社団法人鳥取県法人会連合会

各 設 問	(意見・要望)
1. 中小企業向け税制	・法人税の軽減税率特例は令和 9 年 3 月 31 日までとされているが、適用所得金額を現行の 800 万円以下から 1,000 万円以下へ引き上げるとともに、軽減税率 15% の本則化を求める。 ・設備投資、雇用拡大は企業にとっても恒久的な検討事項であり、促進へ向け税制の拡充を望む。
2. 交際費課税	・会合によっては 1 万円を超えるものもあるが、総額 800 万円に収まっており、支障はない。
3. 4 消費税/インボイス制度 ①② 5. 消費税/食料品に対する消費税率	・インボイス制度導入後も適格請求書発行事業者の確認作業等により事務負担が増加していることから、消費税率の一本化等を含め、事業者の負担軽減につながる制度への見直しを求める。 ・一定規模以下の中小企業者に適用されている「1 万円未満の課税仕入れについて帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる措置（少額特例）」について、対象金額を 3 万円未満に引き上げた上で恒久的な措置とすること。 ・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、令和 8 年度税制改正において「令和 8 年 10 月以降 2 年間は 7 割仕入税額控除、その後段階的に 5 割・3 割控除」と見直されたが、これを全期間「7 割仕入税額控除」に据え置いた上で恒久化すること。 ・税率引き下げとなれば、レジ改修、値札変更等のコストは企業負担となるため、慎重に検討すべきである。

6. 事業承継/事業承継税制	・ 特例事業税制を実際に活用している企業はほとんどなく、その他の対策で対処している。 - 回答結果も事業承継税制の要件拡充ではなくその他の対策の拡充がより多く求められている。
7. 8 所得税/基礎控除等 ①②	・ 制度運用にあたっては事業者負担の軽減と制度の安定性確保に十分配慮しつつ、分かりやすく持続可能な制度設計とするよう求める。
9. 所得税/給付付き税額控除	・ 消費税の逆進性の対策としては効果的だが、所得の正確な把握という点では運用面で課題があると思われる。
10. 地方税/固定資産税	・ 築年数が古くても評価額が高止まりし、会計上はほぼ無価値でも毎年固定資産税が課税され続ける。国税において少額減価償却資産の範囲が 40 万円へ引き上げられたことを受け、地方税における償却資産税においても、これらの資産を課税対象外とすること。
11. 厚生年金の適用範囲の拡大	・ 賃上げにも対応していかなければならない状況下で、社会保険の負担も上がっていくのは厳しい。
12. 行財政改革	・ 各項目とも重要であるとする。限られた財源の中で行政サービスの質を確保しつつ、持続可能で効率的な行財政運営の実現を求める。

アンケート《問 11》 ①人材を確保するためにはやむを得ない

②企業負担が増えるので反対 の質問が混在していることについて非常に違和感あり。

★ インボイス制度における根本的個別意見 (米子)

消費税について、インボイス制度になってから、特例措置はあるものの免税業者分の仮払い消費税は損金とならず、弊社にとって負担が大きい。事務煩雑となり、大変困っています。免税業者自体を考え直してほしい。